

利用上の注意

1 「令和3年経済センサス - 活動調査 産業別集計（製造業・概要版）」（以下「産業別集計（製造業概要）」という。）は、製造業について「令和3年経済センサス - 活動調査」（以下「3年活動調査」という。）の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。

- ・個人経営を除く事業所であること。
- ・従業者4人以上の事業所であること。
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること。

2 令和4年5月31日に公表した「令和3年経済センサス - 活動調査（速報）」（以下「速報結果」という。）の製造業の結果とは異なっている。また、産業別集計（製造業概要）は速報結果である点にも注意が必要である。

3 この「結果の概要」において、下線付きの年次の数値は「経済センサス - 活動調査」（以下「活動調査」という。）、その他の年次の数値は「工業統計調査」（以下「工業統計」という。）の数値である。

調査結果のうち、製造品出荷額等、付加価値額については、表示年次における1年間の数値である。また、事業所数、従業者数については、3年活動調査及び平成28年活動調査並びに平成29年以降の工業統計は表示年次における6月1日現在の数値、平成24年活動調査は平成24年2月1日現在の数値、上記以外の工業統計は表示年次の12月31日現在の数値である。

各年次に実施した統計調査名とそれぞれの調査時点及び調査期間は以下のとおり。

| 統計調査名 | 経理外項目 (事業所数、従業者数) | | 経理項目 (製造品出荷額等、付加価値額) | |
|------------------|----------------------|-------|-------------------------|-------|
| | 調査時点 | 表示 | 調査期間 | 表示 |
| 平成22年(2010年)工業統計 | 平成22年12月31日現在 | 平成22年 | 平成22年1月～12月 | 平成22年 |
| 平成24年(2012年)活動調査 | 平成24年2月1日現在 | 平成24年 | 平成23年1月～12月 | 平成23年 |
| 平成24年(2012年)工業統計 | 平成24年12月31日現在 | 平成24年 | 平成24年1月～12月 | 平成24年 |
| 平成25年(2013年)工業統計 | 平成25年12月31日現在 | 平成25年 | 平成25年1月～12月 | 平成25年 |
| 平成26年(2014年)工業統計 | 平成26年12月31日現在 | 平成26年 | 平成26年1月～12月 | 平成26年 |
| 平成28年(2016年)活動調査 | 平成28年6月1日現在 | 平成28年 | 平成27年1月～12月 | 平成27年 |
| 平成29年(2017年)工業統計 | 平成29年6月1日現在 | 平成29年 | 平成28年1月～12月 | 平成28年 |
| 平成30年(2018年)工業統計 | 平成30年6月1日現在 | 平成30年 | 平成29年1月～12月 | 平成29年 |
| 令和元年(2019年)工業統計 | 令和元年6月1日現在 | 令和元年 | 平成30年1月～12月 | 平成30年 |
| 令和2年(2020年)工業統計 | 令和2年6月1日現在 | 令和2年 | 令和元年1月～12月 | 令和元年 |
| 令和3年(2021年)活動調査 | 令和3年6月1日現在 | 令和3年 | 令和2年1月～12月 | 令和2年 |

4 3年活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であることから、令和2年工業統

計と単純比較ができないことに留意されたい。また、平成28年活動調査においては、事業所数、従業者数については、調査対象のうち、個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、付加価値額は、これらの調査分を含まない集計結果である。

5 従業者数、付加価値額の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計している（詳細は「用語の解説」を参照）。なお、速報結果の純付加価値額は企業等に関する集計であるため、事業所に関する集計結果である産業別集計（製造業概要）の結果とは異なっている。

6 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

7 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを示している。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。更に令和2年が秘匿する必要のない箇所であっても、増減比較をする対象年次が秘匿であった場合、増減率を「X」とした。

8 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

9 時系列比較に用いた工業統計については、以下の点に留意されたい。

(1) 平成29年に、調査日を6月1日（従前は12月31日）に変更したため、事業所数、従業者数については同年6月1日現在の数値、経理事項（現金給与総額、製造品出荷額等、付加価値額）は調査時点の前年の1月～12月の1年間の実績である。

(2) 工業統計については、国に属する事業所以外の全ての事業所を調査対象として集計しているが、活動調査においては、上記3のとおり、個人経営を除く事業所を調査対象として集計し、接続しない年があることに留意が必要である。

(3) 活動調査における「在庫額」については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従って税込み補正処理の対象外になっており、3年活動調査でもガイドラインを踏襲している。一方、工業統計では、連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補正処理をしている。

なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なることから、時系列比較を行う際は十分な留意が必要である。

10 地域区分は、次のとおりである。

丹後地域 宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

中丹地域 福知山市、舞鶴市、綾部市

南丹地域 亀岡市、南丹市、京丹波町

京都市域 京都市

山城地域

〔（乙訓地域） 向日市、長岡京市、大山崎町

（山城中部地域） 宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町

（相楽地域） 木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

11 その他

(1) この報告書の数値は、経済産業省から公表されるものと相違することがある。

(2) 内容についての問い合わせ先

京都府政策企画部企画統計課産業統計係 TEL (075) 414-4501 (直通)